

「指定短期入所生活介護」及び「指定予防介護短期入所生活介護」 重要事項説明書

社会福祉法人いちはつの会
指定短期入所生活介護 ショートステイ門別得陽園
介護予防短期入所生活介護 ショートステイ門別得陽園
(北海道指定 第0173800962号)

当事業所は利用者に対して指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所者生活介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

指定短期入所生活介護重要事項説明書 目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. サービス利用方法
6. 緊急時における対応方法
7. 事故発生時の対応について
8. その他施設利用にあたっての留意事項
9. 苦情の受付について

1. 事業者

法人名	社会福祉法人いちはつの会
法人所在地	北海道恵庭市南島松6番4
電話番号	0123-36-1351
代表者氏名	理事長 西部 光洋
設立年月日	平成14年2月1日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

施設の種類	指定短期入所生活介護事業所 指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成22年 4月1日 (指定) 北海道0173800962号
施設の名称	ショートステイ門別得陽園
施設の所在地	沙流郡日高町字富浜223-143
開設年月日	平成22年 4月 1日
入所定員	10名
施設長	石川 直人

(2) 事業所の目的

事業の実施に当たっては、利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場でサービスの提供に努めます。

要介護状態又は、要支援状態の被保険者（以下、「利用者」という。）について、居宅介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的とする。

(3) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

営業時間 電話により24時間常時連絡可能な体制とする。

(4) 居室の概要

本施設では、以下の居室・設備をご用意しております。入居される居室は、原則として2人部屋です。但し、ご入所者の心身の状況により他の居室に入居することもあります。

室名	室数	備考
個室	10	短期入所室（ショートステイ）
食堂	1	
浴室	1	特殊浴槽
医務室	1	

3. 職員配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員 数	付 記
管理者	1名以上	常勤兼務
医 師	1名以上	非常勤
生活相談員	1名以上	常勤
介護支援専門員	1名以上	常勤
看護職員	2名以上	常勤 非常勤
介護職員	15名以上	常勤 非常勤
栄養士	1名	常勤兼務
機能訓練指導員	1名	非常勤兼務
調 理 員		業務委託
事務員		必要数

※ 特別養護老人ホーム門別得陽園の職員を含む。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合。
- ② 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合があります。

<サービスの概要>

(1) 介護計画の作成

介護支援専門員の作成した「居宅サービス計画」に沿って、担当者間で協議し「短期入所生活介護計画」を作成し、利用者および家族に説明し同意をいただきます。

(2) 食 事

朝 食 8 : 00～

昼 食 12 : 00～

夕 食 18 : 00～

※利用者の状態等により、前後する場合があります。

以上のほか、湯茶等のサービスがあります。食堂においておとりいただけます。

(3) 入 浴

7日間の利用で、2回の入浴を行います。ただし、利用者の状態に応じて、清拭等になる場合があります。

車椅子の方はリフト浴、寝たきりの方は特殊浴槽を使用して入浴することができます。

(4) 介 護

介護計画に沿って下記の介護を行います。

着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等。ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(5) 機能訓練

介護計画に沿って、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活上の必要な機能の回復又は、その減退を防止する為の訓練を行います。

(6) 生活・介護相談

担当のほか、介護支援専門員もおります。お気軽にご相談下さい。

(7) 特別食の提供

医療上必要な場合等のため特別食を用意しております。詳しくは職員におたずね下さい。料金は別途かかる場合があります。

(8) レクリエーション等

施設内において、様々な活動を実施しております。また、行事によって別途参加費のかかるものもあります。その都度担当よりご説明させていただきます。

<介護保険給付対象サービスの利用料金>

別紙1をご参照ください。

※ 介護保険サービス利用料金は介護保険及び関係諸法令の改定、あるいは経済状況の変動によって変更する場合があります。

特定調理食、レクリエーション、諸クラブ等の参加費、材料費、利用者の日常生活用品、介護用品、理美容代、医療費はすべて実費精算となります。

＜介護保険の給付対象外の利用料金＞
別紙２をご参照ください。

＜ご利用料金のお支払い方法＞

利用料につきましては原則、口座引落としとさせていただきます。事前に口座登録をお願いいたします。請求書は利用月の翌月２０日頃にお届けします。支払いは日本郵政公社からの２７日に口座引落としとなります。（再振替日は５日）

振替手数料（１０円）はご利用者負担となります。

また振込み希望の場合は下記口座に請求翌月５日までに振込お願いいたします。

金融機関口座からの自動引落
金融機関：日本郵政公社
口座番号 ０２７７０－３－８４７４６
口座名 特別養護老人ホーム門別得陽園
(利用した翌月の２７日に引落されます。)
※再振替日は５日となります。

５．サービス利用方法

（１） サービス利用契約

① 新規での利用

まずは電話にてご相談ください。利用希望者の情報を口頭・書面で開示いただき、ご利用いただける状態かどうかを検討させていただきます。その後、面談にて実際にご利用者、ご家族、担当ケアマネージャーとお会いし、いただいた情報を再確認させていただいた結果、ご利用可能であれば、サービス利用契約締結という流れになります。

② 新規ご利用にあたっては、原則２泊３日を限度とさせていただきます。それ以上継続してご利用する場合には、ご本人、ご家族、担当のケアマネージャーとご相談させていただきますのでご理解ご協力お願いいたします。

（２） サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保健施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付サービスでサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

利用者がサービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合、または利用者や家族等が当施設や当施設のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただく場合があります。なお、この場合契約終了後の予約は無効となります。

6. 緊急時の対応方法

当施設において、利用者の状態に急変が生じた場合には、速やかに嘱託医師やご家族そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます。（当法人の緊急マニュアルに沿って対応いたします。）ご家族の皆様には、緊急時の連絡先をお伝えいただきますようお願いいたします。

7. 事故発生時の対応について

サービス利用中に事故が発生した場合には、速やかに嘱託医や家族そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。万が一事故が発生した場合、当法人の事故対応マニュアルに沿って対応します。

なお、損害賠償については、当方の過失により利用者に生じた損害については、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害が利用者に故意又は過失によるものと認められる場合には、利用者の心身の状況を考慮して相当と認められるときに限り、当方の損害賠償責任を減じる場合がありますので、予めご了承ください。

8. その他施設利用にあたっての留意事項

＜施設・設備の使用上の注意＞

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用して下さい。
- ② 故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合や変更した場合には利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は修繕相当金をお支払いいただく場合があります。
- ③ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 利用者の生命を保護するために、夜間、早朝の外出などの行動に対して制限する場合があります。
- ⑤ 利用者は、事業所以外の他の施設について、第三者のプライバシー、生活の環境の維持のため日中以外の夜間、早朝の時間帯に立ち入る場合、事業所又はサービス従事者に許可を得る必要があります。
- ⑥ 居室内にラジオ等を設置する場合は夜間7時以降、必ずヘッドフォン、イヤホンを用います。

ご利用下さい。

- ⑦ 共同生活室のテレビの視聴は朝7：30～19：30までとさせていただきます。音量の上限値を設定していますので遵守願います。
- ⑧ 居室内の清掃・ならびに管理は利用者とサービス従事者が協力して行うこととします。
- ⑨ ナースコールの補助ケーブルは利用者の身体状況を事業所又は管理者が必要と判断した場合、貸し出します。

9. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受けます。

○ 苦情受付窓口

〔職名〕 生活相談員

○ 苦情解決責任者

〔職名〕 管理者

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日

09：00～17：00

○ 受付場所 ショートステイ門別得陽園

電話番号 01456-2-3211

(2) 行政機関その他苦情受付機関

日高町役場 保健福祉課介護保険係	所在地 電話番号 受付時間	沙流郡日高町門別本町210-1 01456-2-5131 8：45～17：15
国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 電話番号 受付時間	札幌市中央区北2条西14丁目 011-231-5175 8：45～17：15
北海道社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	札幌市中央区北2条西7丁目 011-241-3976 8：45～17：15

(3) 第三者苦情処理委員

氏名 高橋 義則
連絡先 090-3119-2923
職名 社会福祉法人いはつの会 監事

氏名 涌井 国夫
連絡先 011-662-5890
職名 札幌市市議会議員

福祉サービス第三者評価の受審実施状況について

第三者による評価実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

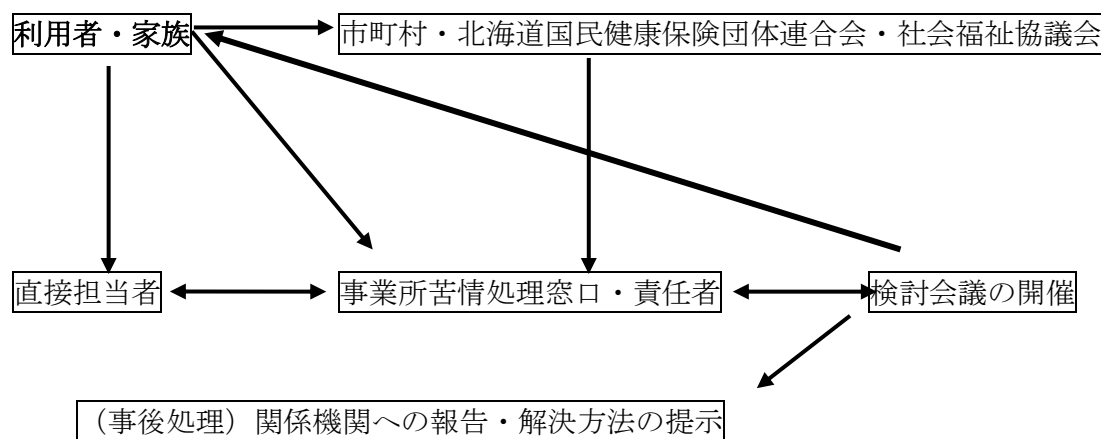
(4) 苦情処理体制

ご契約者又はその家族からの苦情に対しての受付は担当窓口及び苦情解決責任者を置き対応いたします。

窓口職員が直接苦情を受けた場合は苦情解決責任者へ報告し、苦情解決責任者は苦情内容検討会を開催し、速やかに対策を講じます。

対応の経過及び結果については、苦情解決責任者若しくは担当窓口より関係者へ説明、報告を行います。尚、対応に関する経過を記録として保管します。

(5) 苦情対応図



10. 秘密の保持について

- (1) 当事業所のサービス従事者は正当な理由がなくその業務上知りえた利用者及び家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所のサービス従事者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当事業所では、個人情報保護法に基づいて個人情報保護を掲げ、利用者及び家族の個人情報の使用を利用者及び家族の同意を得、法人内・外での利用目的に則り、慎重且つ安全に利用いたします。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

社会福祉法人いはつの会では、「良質な介護の提供」を理念の1つに揚げ、日々努力を重ねております。利用者の個人情報についても内部規定を定め、適正な取り扱いを推進し、漏洩等の問題に対処する体制を整備しております。

1. 個々人情報の収集・利用・提供について

- (1) 当法人では、利用者の個人情報を内部規定に従って収集し、別記の目的で利用・提供させていただきます。これら以外の事柄が生じた場合には、改めて利用者から同意を頂きますので、ご協力ください。
- (2) 当事業所においては、健康保険証、介護保険証の複写をとらせていただいております。

2. 個人情報の開示・訂正・利用停止

- (1) 当法人では、利用者の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、規程にしたがって行っております。ご自身の記録の閲覧や謄写、訂正、利用停止をご希望の際は、遠慮なく相談員、担当職員までお申し出下さい。
(開示、謄写には必要な実費をいただいておりますのでご了承ください。)
- (2) 当事業所においては、電話のおとり次ぎ、所在の確認はいたしておりませんのでご了承ください。

相談窓口について

当法人内に相談窓口を設置しておりますので、手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては、窓口までお気軽におたずね下さい。

利用者様の個人情報の利用目的

1. 法人内での利用

- (1) 利用者に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 入居・退居等の管理
- (4) 会計・経理
- (5) 事故等の報告
- (6) 利用者への介護サービスの向上
- (7) 法人内外での介護等実習への協力
- (8) その他、利用者に係わる管理運営業務

2. 法人外への情報提供としての利用

- (1) 病院、診療所、薬局、介護サービス事業所等との連携
- (2) 医療機関、介護施設等から照会への回答
- (3) 利用者の診察等の為、医師等の意見・助言を求める場合

- (4) 家族等への心身の状況説明
- (5) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (6) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- (7) 損害賠償保険等に係る、介護に関する専門の団体や保険会社等への相談
または届出等
- (8) その他、利用者への介護保険事務に関する利用

3. その他の利用

- (1) 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 外部監査機関への情報提供

- 1) 上記利用目的で同意しがたい事項がある場合には、その旨を相談担当窓口までお申し出ください。
- 2) お申し出がないものについては、同意いただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3) これらの同意や留保は、後からいつでも変更することができます。
- 4) 一定の保管期間を経過した情報は適正な処理(焼却)により安全に廃棄しております。

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供開始に当たり、契約書および本書面に基づいて重要な事項及び個人情報利用を説明しました。

所在地：〒055-0005 沙流郡日高町字富浜223-143

名 称：社会福祉法人いちはつの会

事業所：ショートステイ門別得陽園

施設長 石川 直人

説明者 _____

私は、契約書および本書面により、事業所から短期入所生活介護について重要事項の説明を受け同意し、又、前記10に記載している個人情報利用に合わせて同意します。

住 所
利用者
氏 名 _____ 印

住 所
代理人
氏 名 _____ 印